契 約 書 別 紙 の 記 入 例

＜裏面＞

※３ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	施設の所在地
コンクリート塊（無筋）	㈱○○○○	○○市○○町1－1
コンクリート塊（有筋）	△△△△㈱	△△市△△町2－2
アスファルト・コンクリート塊	□□□□㈱	□□市□□町3－3
建設発生木材	㈱×××××	××市××町4－4

※ 特定建設資材廃棄物：コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材
（仕様書で再資源化等の施設の指定がある場合は，「別添仕様書のとおり」と記載すること。）

H23. 4　　揖野町

特定建設資材廃棄物の種類は、
「コンクリート塊（無筋）」
「コンクリート塊（有筋）」
「アスファルト・コンクリート塊」
「建設発生木材」
の４種類から選択して記入する。

受注者が適正に再資源化等をするための施設の名称及び所在地を記入する。
※仕様書で再資源化等の施設の指定がある場合は、「別添仕様書のとおり」と記入する。

■分別解体等とは（建設リサイクル法第２条第３項より抜粋）

① 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。）：建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為。

② 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事：当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種別ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為。

■再資源化とは（建設リサイクル法第２条第４項より抜粋）

① 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為。

② 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃料の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為。